

障がいのある方の福祉サービス

障がい福祉サービスの利用、および障がい者手帳の取得については、保健福祉課へ。

身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	こんな時は届出を！
<p>身体の機能障がいの種類や程度により1級から6級までの等級があります。また、移動の困難さに応じて第1種と第2種の区分があります。</p>	<p>知的な障がいがあり、北海道の機関で一定の基準に該当すると認められた場合に交付されます。障がい程度の区分はA、Bがあります。</p>	<p>精神障がいのために長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方に交付されます。程度により1級から3級までの等級があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●住所、氏名、保護者が変わったとき ●手帳を紛失、破損したとき ●障がい程度が変わったとき（再申請により障害等級が変更することがあります） ●本人が死亡したとき

各手当

障がいのある方及び障がいのある児童を家庭で監護している方に、特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当が支給されます。各手当の支給を受けるためには、申請が必要です。特別障害者手当、障害児福祉手当については保健福祉課、特別児童扶養手当については民生課にご相談ください。

住民健診

鹿部町の住民健診は、個別健診と集団健診の2通りの方法で行います。受診できる健診項目が異なりますので、ご注意ください。

個別健診

個別健診については、保健福祉課までお問い合わせください。

集団健診

集団健診については、各健診日が近くなりましたら広報折込チラシ等でお知らせいたします。

内容	対象者	備考
特定健診	鹿部町国民健康保険加入者で40歳～74歳の町民	
一般健診	20歳～39歳の町民	
後期高齢者健診	後期高齢者医療制度に加入している町民	
胃がん検診	40歳以上の町民	
大腸がん検診	40歳以上の町民	
肝炎ウイルス検診	40歳以上の町民	
前立腺がん検診	50歳以上の男性町民	
エキノコックス検査	20歳以上の町民	●少なくとも5年に1度の受診をお勧めいたします。集団健診のみとなります。
骨粗しょう症検診	40歳～70歳の女性町民	●集団健診と同時実施します。
乳がん検診	40歳以上の女性町民 ※検診実施年度が西暦で偶数年の場合：西暦で偶数年生まれの方が対象 検診実施年度が西暦で奇数年の場合：西暦で奇数年生まれの方が対象	●2年に1度の受診となります。
子宮がん検診	20歳以上の女性町民 ※検診実施年度が西暦で偶数年の場合：西暦で偶数年生まれの方が対象 検診実施年度が西暦で奇数年の場合：西暦で奇数年生まれの方が対象	
結核・肺がん検診	結核：65歳以上の町民 肺がん：40歳以上の町民	
歯科健診	40歳～74歳の町民、妊婦	●健診場所は、岩井歯科医院です。
後期高齢者歯科健診	後期高齢者医療制度に加入している町民	●健診場所は、岩井歯科医院です。
簡易脳検診（脳ドック検診）	30歳以上の町民	3年に1度の検診となります。 心臓ペースメーカーや脳動脈クリップなど体内に金属が埋め込まれている方（人工関節の場合は主治医の許可が必要）、脳血管疾患等で治療歴のある方又は医療機関で経過観察中の方、妊娠されている方は対象外です。
胃がんリスク検診	40歳以上の町民	次の項目に1つでも該当する方は検査の数値が正確に出ないため検診を受けることはできません。 ①胃、食道、十二指腸疾患で治療中や経過観察中の方 ②胃、食道に症状（痛み、もたれ、胸やけなど）がある方 ③胃を切除した方（内視鏡的切除も含む）、胃酸を抑える薬を服用中の方 ④すでにピロリ菌の除菌をした方 ⑤人工透析中の方、腎機能の悪い方